



人権イメージキャラクター
人KENまもる君

全国一斉！



人KENあゆみちゃん

法務局 休日 相談所

相続の登記や抵当権の抹消の登記に関するご相談

会社・法人の設立の登記や役員の変更の登記に関するご相談

隣地との筆界に関するご相談

いじめなどの人権問題に関するご相談

地代・家賃の供託に関するご相談

遺言に関するご相談

「相続登記」はお済みですか？

相続が2回以上重なると

登記手続きがますます難しくなります。

公証人・人権擁護委員・司法書士

・土地家屋調査士・法務局職員

がご相談を

お受けします！

<秘密厳守>

日時

平成29年

10月1日(日)

午前10時から午後4時まで

事前予約制

場所

横浜第2合同庁舎

共用第1及び第2会議室

(横浜市中区北仲通5丁目57)

ご予約はこちら

横浜地方法務局 総務課

045-641-7461

(平日のみ 午前8時30分～午後5時15分)

音声案内が流れましたら5を押してください。

「未来につなぐ相続登記」講演会

日時 平成29年10月1日(日) 1回目 午前11時から(1時間程度)

2回目 午後 2時から(1時間程度)

場所 横浜第2合同庁舎 共用第3会議室

- ◆ 相続登記の必要性について、横浜地方法務局長及び不動産登記部門統括登記官が講演を行います。 <講演会は予約不要です>

